日EU・EPA大枠合意における 農林水産物の概要① (EUからの輸入)

平成29年7月 農林水産省

〇 農林水産物市場アクセス分野

農産物関連

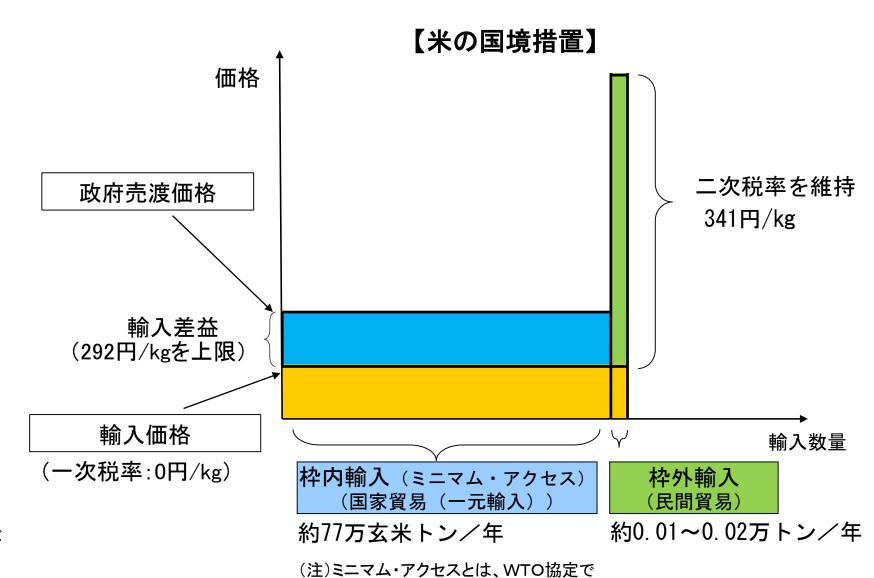
米・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	果実・野菜分野・・・・・・・・・2	2
麦・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•		2	主な加工食品・・・・・・・・・2	3
麦芽•	•			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	,	3		
砂糖・	•			•		•		•	•		•	•	•	•		•	•		4	<u>林産物関連</u>	
でん粉	•			•		•		•	•		•	•	•	•		•	•	ļ	5	林産物・・・・・・・・・・・・2	<u>'</u> 4
脱脂粉	乳	- /	ヾタ	: 	- •	•		•	•		•	•	•	•		•	•		6		
ホエイ	•			•		•		•	•		•	•	•	•		•	•		7	<u>水産物関連</u>	
チーズ				•		•		•	•		•	•	•	•		•	•		8	水産物・・・・・・・・・・・2	: 6
乳製品	分!	野		•		•		•	•		•	•	•	•		•	•		9		
豚肉•	•	•		•		•	•	•			•	•	•	•		•	•	1	1		
牛肉•	•			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	1 ;	3		
牛肉•	豚	肉	関連	分	野	, , •	•	•			•	•	•	•		•	•	1	5		
鶏卵/渓	鳥肉	/軽	種	馬	'天	然	は	ち	み.	つ	•	•	•	•	•	•		1	7		
競走馬	, •			•		•		•	•		•	•	•	•		•	•	1	8		
飼料分	野	•		•	•	•	•	•			•	•	•	•		•	•	1	9		
豆類、	ے,	<i>ا</i> ل	こや	· <	•	茶	. •	•			•	•	•	•		•	• :	2	O		
園芸関	連・	멂티	∄ •										•				. ;	2	1		

○ 米·米粉等の国家貿易品目や、原料に米を多く使用する米菓等の加工品·調製品等について、関税削減·撤廃等からの「除外」を確保し、現行の国境措置を維持。

【米の輸入量】

全	世界	77万トン
	米国	38万トン
	タイ	37万トン
	豪州	0.7万トン
	中国	0.3万トン
	EU	0.01万トン (0.01%)

(注)平成28年度のMA輸入契約数量及び 枠外輸入数量(玄米トン)。



約束した最低限の輸入機会の提供である。

- それ以外の加工品・調製品等について、関税削減又は撤廃。
 - (例) ・ 育児用穀物調製品: 24%又は13.6% → 段階的に11年目に50%削減
 - ・飼料用調製品2品目 : 12.8%、36円/kg → 段階的に6年目に撤廃又は即時撤廃
 - 朝食用シリアル2品目:11.5% → 段階的に8年目に撤廃

麦

- 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持。
- ごく少量の関税割当枠(EU枠)を設定(国家貿易・SBS方式*)。
- 小麦粉調製品については、関税割当枠(EU枠)を設定し、輸入量を管理。
- パスタ(マカロニ・スパゲティ)、ビスケット等の加工品については関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保。

※注:国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式。

【国境措置】

- ・国家貿易制度を維持(無税+マークアップ※)
- •枠外税率を維持(小麦:55円/kg、大麦:39円/kg)

※注:政府が輸入する際に徴収している差益。

維持

【現行輸入量(2012-14年平均)】

食糧用小麦 525万トン

うちEUからの輸入量:6千トン(シェア0.1%)

食糧用大麦 22万トン

うちEUからの輸入量:0.1千トン(シェア0.1%)

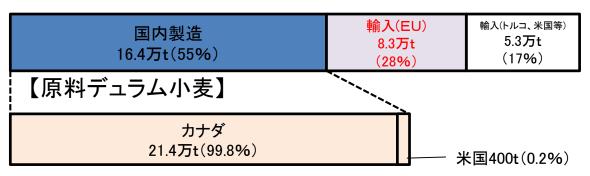
ごく少量(総輸入量の約0.005%)の関税割当枠(EU枠)を設定(国家貿易・SBS方式) [枠数量]小麦200トン→270トン(7年目)、大麦30トン(即時) (枠内マークアップを段階的に9年目までに45%削減)

※飼料用小麦・大麦については、食糧用への横流れ防止措置を講じた上で、 マークアップを徴収しない民間貿易に移行。

主な小麦製品の合意内容

	現行	合意内容	輸入量(2012-2014平均)			
	税率	口心的行	世界	EU		
いった小麦、小麦粉等 (国家貿易品目)	85円/kg ~ 134円/kg	【関税割当】 [枠数量]3.8千トン→4.4千トン(6年目) [枠内税率]枠内無税+マークアップ [°] (枠外税率は維持)	3.9千♭シ	2.8千 ⁵₂		
小麦粉調製品	16% ~ 28%	【関税割当】 [枠数量]12.4千トン→17.2千トン(6年目) [枠内税率]枠内無税 (枠外税率は維持)	107千~	8千′>		
マカロニ・スパゲティ	30円/kg	段階的に11年目に撤廃	136千~	83千~		
ビスケット	13%~20.4%	段階的に6~11年目に撤廃	19千5	6千~		

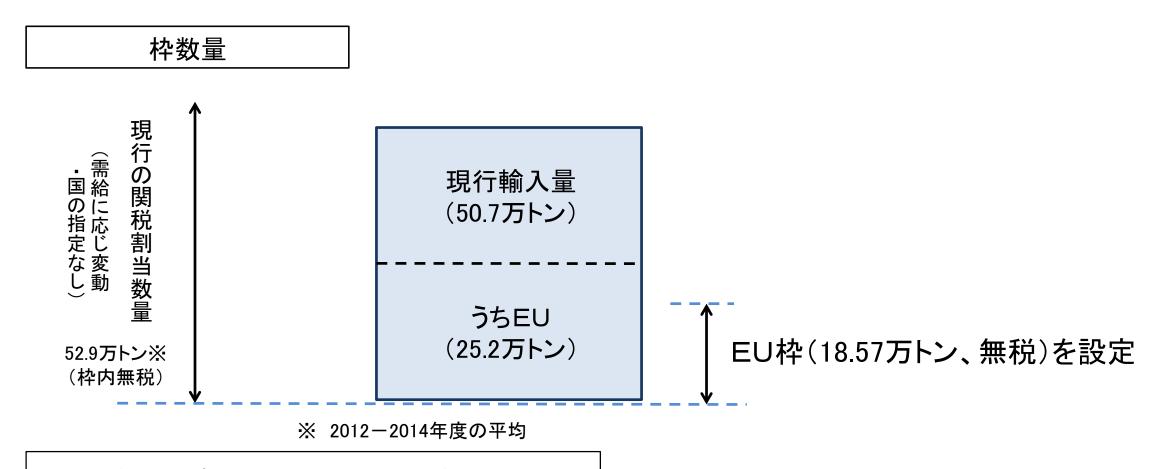
【マカロニ・スパゲティ(2012-14年平均)】



出典:輸入量は財務省「貿易統計」、マカロニ・スパゲティの国内製造量は農林水産省「食品産業動態調査」。

麦芽

- O 現行の関税割当制度(枠内無税)、枠外税率(21.3円/kg)は維持。
- 〇 EUからの現行輸入実績(25.2万トン)を下回る18.57万トンのEU向けの関税割当枠(EU枠:無税)を設定。



麦芽の輸入量(2012-2014年度平均)

全世界	うちEU
50.7	5トン 25.2万ト:

出典:貿易統計(財務省)

砂糖

- 現行の糖価調整制度(輸入品と国産品の価格調整を通じて国内生産の安定を図るための制度)を維持。
- 新商品開発用の試験輸入に用途限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン) を認める。
- 〇 砂糖を含む製品に原料として用いられる加糖調製品については、世界からの輸入量が多く、砂糖との競合がより大きい品目については、関税割当枠(EU枠)を設定し、輸入量を管理。
- チョコレート菓子などの製品やココア調製品については、段階的に11年目に関税撤廃。

1. 粗糖•精製糖

【国境措置】

粗糖:0円/kg(関税)+38.2円/kg(調整金)

精製糖:21.5円/kg(関税)+53.5円/kg(調整金)

維持

※調整金は2016年7月~9月の額(四半期毎に変動)

現行輸入量(2012-14年平均)

粗糖•精製糖

1,391干トン

うちEUからの輸入量:1.5千トン(シェア0.1%)

試験輸入に用途限定した関税割当 (無税・無調整金):0.5千トン

2. 加糖調製品等

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
	現行	合意内容	輸入量 (2012-14 _{(貿易統計}		
	税率		世界	EU	
粉乳調製品 (含糖率50%以上)、 ソルビトール調 製品、加糖餡等	23.8% ~ 29.8%	【関税割当】 [枠内数量] 0.1千トン→0.13千トン(11年目) [枠内税率] ・粉乳調製品: 29.8%→17.9%(11年目) ・ソルビトール調製品: 29.8%→17.9%(11年目) ・加糖餡:無税(即時) ※枠内税率は一例	362.8 千トン	0.2 千 ^ト ン	
粉乳調製品 (含糖率50%未満)	28%	【関税割当】 [枠内数量] 3.5千トン→7.0千トン(11年目) [枠内税率] 28%→14%(即時)	23.6 千 ^ト ン	4.5 チ トン	
チョコレート菓子	10 %	段階的に11年目に撤廃	28.8 千トン	10.4 チ ^ト ン	
ココア調製品	28% ~ 29.8%	段階的に11年目に撤廃	80.0 チ ^ト ン	5.8 チ ^ト ン	

4

でん粉

- 現行の糖価調整制度を維持するとともに、枠外税率を維持。
- 全てのでん粉種を対象に、近年の輸入実績相当の関税割当枠(EU枠)(6,400トン→7,150トン(6年目))を設定 (枠内税率0~25%)
- 糖化・化工でん粉用以外のばれいしょでん粉は、
 - ① 価格競争力のある加工食品用等は無税(即時)
 - ② 片栗粉用等については、国産ばれいしょでん粉の購入を条件として輸入する場合に無税(即時)

【現行輸入	.量(2014-2016平均)]	<現在のEUか	らのでん粉の軸	俞入状況>
	EU(0.3%)				WTC
		`\ \	種類	は	れいしょでん粉
		\ \ \ \	区分	糖化・化工 でん粉用	糖化・化でん粉用
でん粉		\ \ \	税率	無税 十調整金	25%
2,348 千トン		`\	輸入量 (2014-2016平均)	6,247トン	54トン (沖縄特別
(注)	EU以外の国々		<euと合意した< td=""><td>-関税割当枠></td><td></td></euと合意した<>	-関税割当枠>	
					EU
			1壬 少工	1.1	

出典:	貿易	統計

7.374トン

合計

枠外

119円/kg

292トン

	EU枠									
種類	lā	ばれいしょでん	その他	のでん粉種						
	糖化•化工	糖化·化工 [·]	でん粉用以外	糖化•化工	糖化∙化工					
区分	でん粉用	加工食品用等	片栗粉用等	でん粉用	でん粉用以外					
税率	無税十調整金	無税	国産ばれいしょ でん粉の購入を 条件(国産1:輸 入3)として無税	無税 十調整金	0~25%					
枠数量	6,400トン → 7,150トン (6年目)									

WTO枠

糖化•化工

でん粉用以外

25%

54トン

(沖縄特別枠)

その他のでん粉種

糖化•化工

でん粉用以外

16%, 25%

651トン

糖化•化工

でん粉用

無税

十調整金

130トン

注: コーンスターチ用とうもろこしを でん粉換算したものを含む。

出典:農林水産省地域作物課調べ、貿易統計

脱脂粉乳・バター

〇脱脂粉乳・バター等について国家貿易を維持した上で、民間貿易によるEU枠を設定。数量は、最近の追加輸入量の範囲内。

既存のWTO枠

- 〇農畜産業振興機構(ALIC)による輸入(国家貿易)
- 〇約束数量 13.7万トン(生乳換算)

(対象品目:脱脂粉乳、バター、ホエイ等)

〇枠内税率

脱脂粉乳 25%、35%+マークアップ(*1)

バター 35%+マークアップ(*1)

追加的な輸入

- 〇農畜産業振興機構(ALIC)による輸入(国家貿易)
- 〇輸入量:不足分



既存のWTO枠

今後も継続(変更せず)



EU枠

- 〇ユーザー、商社等による輸入(民間貿易)
- ○枠数量 (生乳換算)12,857トン→15,000トン(6年目)(脱脂粉乳・バター等(*2)の合計)
- 〇枠内税率(段階的に削減)

脱脂粉乳 25%、35%+130円/kg → 25%、35%(11年目) バター 35%+290円/kg → 35%(11年目)

バター及び脱脂粉乳の輸入実績

(生乳換算、万トン)

		2014	·年度	2015	年度	2016年度	
輸入量		カレント アクセス ^(*)	追加 輸入	カレント アクセス ^(*)	追加 輸入	カレント アクセス ^(*)	追加 輸入
国》	家貿易	10.7	18.8	10.6	15.6	10.6	13.4
	うちEU	2.8	3.6	4.5	3.4	5.4	5.2
	計	29).5	26	5.2	24.0	
国	家貿易以外	2.	.1	2.3		2.1 0.4	
うちEU		0.	.3	0.	.5		

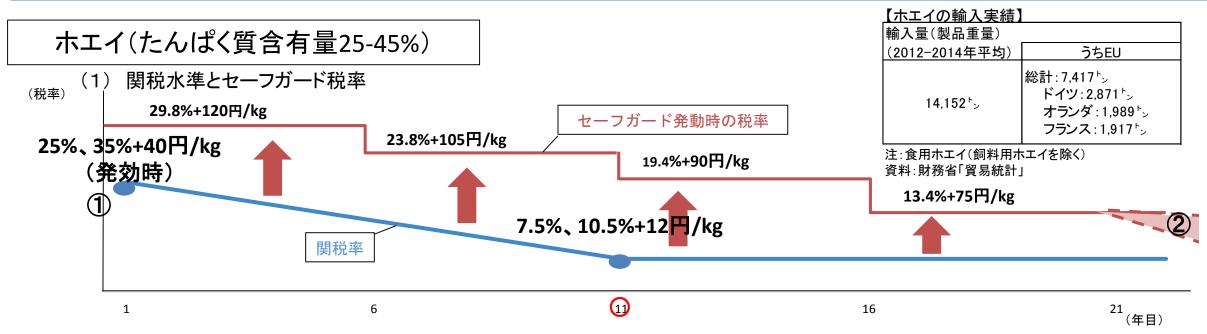
*既存のWTO枠(脱脂粉乳・バター以外に、ホエイ(生乳換算約3万トン/年)が輸入されている)

資料:(独)農畜産業振興機構契約ベース、財務省「貿易統計」

- (*1)ALICの入札によって決定される額。最近5年間のマークアップは、 脱脂粉乳88円/kg ~280円/kg、バター284円/kg~649円/kg。
- (*2)脱脂粉乳・バター等には、全粉乳、バターミルクパウダー、加糖れん乳が含まれる。

ホエイ

- 〇脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%)について、関税削減にとどめ(TPPでは関 税撤廃)、11年目以降もTPPにおける初年度の関税水準の3割を維持。
- 〇輸入急増に対するセーフガード※を確保。(※ 21年目の発動数量:8,011 b)(製品重量)(脱脂粉乳の国内生産量の6%の水準))
- 〇脱脂粉乳と競合する可能性が低いホエイ(たんぱく質含有量25%未満)についても、セーフガード付きで、関税削減にとどめ(TPPでは関税 撤廃)、11年目以降もTPPにおける初年度の関税水準の3割を維持。たんぱく質濃度が特に高いもの(45%以上)は、段階的に6年目に撤廃。



(1) 発効時の関税水準は、H26~H28の3年間の平均輸入価格(292円/kg)で換算すると113~142円/kg程度 発効前の輸入は国家貿易により実施されており、枠内税率25%,35%に加えてマークアップを徴収 (H23~27年の5年間では59円~255円/kg) 現行のホエイの2次税率は29.8%+425円/kg,687円/kg

国産脱脂粉乳生産量の6%の水準

- 21年目以降のセーフガード税率
 - ・毎年1.9%+10.7円/kgずつ削減し、発動されれば削減幅が半減
 - 3年間発動がなければ終了

(2) セーフガードの発動数量(製品重量)



脱脂粉乳が国内で不足しているときや、脱脂粉乳の国内需要が低下していないときは、セーフガードを適用しない。

チーズ

- ソフト系チーズは、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含め、一括して関税割当に留め、 枠数量は、国産と輸入を含めた国内消費の動向を考慮して、国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた。
- 〇 主に原材料として使われる熟成ハード系チーズ(チェダー、ゴーダ等)やクリームチーズ(乳脂肪45%未満)等については、TPPと同様、関税撤廃するものの、長い撤廃期間を確保(段階的に16年目に撤廃)。
- 〇 プロセスチーズ原料用チーズの国産抱き合わせ無税の関税割当制度は維持。

(1) 関税割当の対象となるチーズ (ソフト系チーズ)

=	TPPでの 合意内容	現行 関税	枠数量及び 枠内税率	枠外 税率	
	クリームチーズ(乳脂肪45%以上)、 モッツァレラ等	関税削減 ^(*1)	29.8%		
ナチュラルチーズ	ブルーチーズ	関税削減(*2)	29.8%	- - 枠数量(製品重量)	
	熟成チーズのうち、ソフトチーズ (カマンベール等)	関税維持	29.8%	20,000トン (初年度) →31,000トン (16年目) [17年目以降の枠数量は国内消費の動向を考慮して設定]	現状 維持
	シュレッドチーズ	関税撤廃	22.4%	• 枠内税率	
ナチュラルチーズ を加工したチーズ	おろし及び粉チーズ(プロセスチーズ)	天 代	40.0%	段階的に16年目に無税	
EMTO/C/ A	プロセスチーズ	関税割当	40.0%		

(2) 関税撤廃の対象となるチーズ (ハード系チーズ)

=	チーズの種類	TPPでの 合意内容	現行 関税	税率
ナチュラルチーズ	クリームチーズ(乳脂肪45%未満) 熟成チーズのうち、ハードチーズ (チェダー、ゴーダ等)	関税撤廃	29.8%	段階的に16年目に撤廃
ナチュラルチーズ を加工したチーズ	おろし及び粉チーズ(ナチュラルチーズ)		26.3%	

(3) 現行のプロセスチーズ原料用チーズ

現行制度	合意内容
「国産抱合せ要件付き関税割当制度」	現行制度
※国産品の使用を条件に無税輸入(主にチェダー、ゴーダ等)を認める制度(国産品:輸入品=1:2.5)	維持

【チーズ輸入量】

輸入量(製品重量)	
(2012-2014年平均)	うちEU
234,251 by	総計:42,754 ^ト 。 フランス:9,139 ^ト 。 ドイツ:8,289 ^ト 。 イタリア:8,061 ^ト 。 デンマーク:7,819 ^ト 。 オランダ:6,662 ^ト 。

資料:財務省「貿易統計」

【EUからのソフト系チーズの輸入量】

2012-2014年平均	2016年
17,000 کی	21,000 ^ト >

資料:財務省「貿易統計」、「Global Trade Atlas」等に基づく推計値

乳製品(脱脂粉乳、バター、チーズ以外)

			輸入量(製品重量)		
乳製品の種類	現在の関税率	合意内容	(2012~2014年 平均)	うちEU	
全粉乳・ バターミルクハ [°] ウタ゛ー	国家貿易:25%~35%+マークアップ 枠外:25.5%+612円/kg、 29.8%+396円/kg等	・関税割当の新設(EU枠) 枠内数量:5,242トン→15,940トン(11年目、生乳換算) (製品重量 全粉乳590トン→1,793トンに相当(11年目)) 枠内税率:抱合せ無税(国産(全粉):輸入=1:3) 用途:チョコレート製造用	99トン	総計:9トン オランダ:7トン フランス:2トン	
無機質濃縮ホエイ 乳幼児用ホエイ ホエイパーミエイト	国家貿易:25%、35%+マークアップ 関税割当:無機質25%、35%、 乳幼児用10% 無機質濃縮ホエイ 枠内数量:14,000トン(製品重量) 乳幼児用ホエイ 枠内数量:25,000トン(製品重量) 枠外:29.8%+425円/kg等	・関税割当の新設(EU枠)(製品重量) 無機質濃縮ホエイ 乳幼児用ホエイ ・6,200トン→9,400トン(11年目)、枠内税率:無税(即時) ホエイパーミエイト 枠内税率:無税(即時)	13,262トン (*1)	総計:4,929トン(*1) オランダ:2,101トン ドイツ:1,527トン	
無糖れん乳	関税割当(枠内数量:1,500トン(製品重量)):枠内25%、30% 枠外:25.5%+509円/kg等	・関税割当の新設(EU枠)(製品重量) 枠内数量:780トン→2,500トン(6年目) 枠内税率:無税(即時)	1,507トン	総計:517トン ドイツ:118トン オランダ:164トン	
PEF(調製食用脂)	関税割当(枠内数量18,977トン(製 品重量)): 枠内25% 枠外:29.8%+1,159円/kg	・既存の関税割当の枠内税率を段階的に11年目までに80%削減、残りの税率(5%)を21年 目に無税	17,052トン (*2)	総計:4,107トン(*2) オランダ:3,101トン ベルギー:953トン	
以上) 生型 ヨ <u>ーガ</u> ルト 粉ミル	関税割当(枠内数量:133,940トン (生乳換算)): 枠内12%~35% 枠外:29.8%+679円/kg等	・既存の関税割当の枠内税率を段階的に6~11年目までに10~75%削減	17,834トン	総計:1,482トン オランダ:784トン ベルギー:664トン	

資料:財務省「貿易統計」

*1:無機質濃縮ホエイ、乳幼児用ホエイの合計。*2:関税割当枠内での輸入量。

乳製品(脱脂粉乳、バター、チーズ以外)

乳製品の種類	現在の関税率		輸入量(製品重量) (2012~2014年		
			平均)	うちEU	
アイスクリーム・氷菓	21.0%~29.8% (アイスクリーム) 21.3%~29.8%(氷菓)	・アイスクリーム: 段階的に6年目までに63%~67%削減・氷菓: 段階的に11年目に撤廃	8,849トン	総計:1,679トン ベルギー:988トン フランス:450トン	
フローズンヨーグルト	26.3%、29.8%	・段階的に11年目に撤廃	132トン	総計:3トン イタリア:3トン	
無糖ココア調製品 (2kgを超える容器入り、コ コア粉が全重量の10%以 上)	21.3% 抱合せ無税関税割当 (国産:輸入:1:2.6)	 関税割当の新設(EU枠)(製品重量) ①枠内数量(用途限定なし):580トン(即時)、 枠内税率:21.3%→10.6%(11年目) ②枠内数量(チョコレート製造用):440トン→1,300トン(11年目)、 枠内税率:抱合せ無税(国産(全粉):輸入=1:3) 	25,165トン	総計:2,384トン フランス:1,083トン オーストリア:545トン	
加圧容器入りにした ホイップドクリーム	25.5%	・段階的に6年目までに関税撤廃(即時で50%削減)	193トン	総計:193トン ベルギー:120トン イタリア:73トン	
乳幼児用粉ミルク (小売用、乳成分が全重 量の30%未満)	21.3%、23.8%(加糖)	- 段階的に11年目までに50%削減	2トン	総計:0トン	
低脂肪調製食用脂	21.3%	・関税割当の新設(EU枠)(製品重量) 枠内数量:360トン→560トン(11年目) 枠内税率:21.3%→10.6%(11年目)	4,368トン	総計:3,343トン オランダ:584トン デンマーク:218トン	
乳糖、カゼイン、ミル クアルブミン	8.5%、5.4%、2.9%	•即時撤廃	86,978トン	総計:28,272トン ドイツ:13,006トン オランダ:10,681トン	

資料:財務省「貿易統計」

豚肉

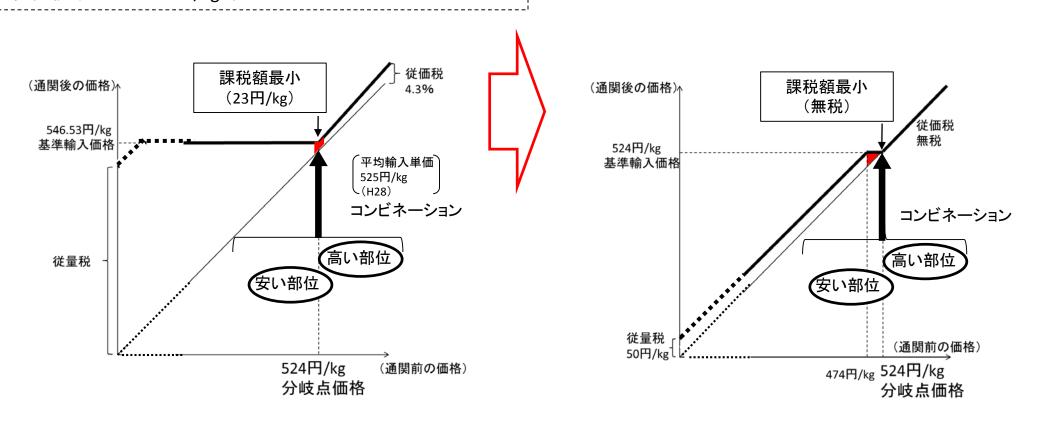
- 差額関税制度を維持(分岐点価格(524円/kg) を維持)。
- 長期の関税削減期間(10年)と輸入急増に対するセーフガード※を確保。
- ※ 従量税削減部分の発動基準数量 5年目:63,000トン→10年目105,000トン

【現行】

- 豚肉の差額関税制度は、平均単価が分岐点価格524円/kg の豚肉が最も課税額が低くなることが特徴。
- このため、安い部位と高い部位を組み合わせ、<u>通関価格を524円/kg付近に調整する「コンビネーション輸入」がほとんど</u>
 (近年の平均課税額23円/kgもこのことを裏付け:524円/kg× 従価税率4.3%≒23円/kg)。

【関税削減最終年度】(10年目)

- 〇 関税が発効後10年目に従量税50円/kg・従価税無税に削減されるが、引き続き「分岐点価格で課税額が最小になる」仕組みは維持されており、基本的にはコンビネーション輸入が行われると想定。
- (50円/kgの従量税は、近年の平均課税額23円/kgの約2倍)



注:差額関税制度下では、安い部位と高い部位と組み合わせるコンビネーション輸入が経済的に最も有利。コンビネーションを組む中で安い部位も一定量は輸入されるが、高い部位の需要を超えてコンビネーションを組んで輸入すると、高い部位の在庫リスクが生じるため、結果として安い部位の輸入を抑制する効果。

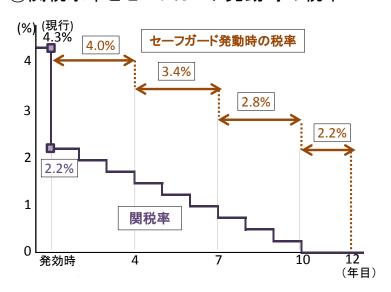
セーフガードの仕組み

○ 11年目までは、輸入急増や極めて安価な豚肉の輸入が一定以上行われた場合に、従量税を100~70円/kgに、従価税を4.0~2.2%に、それぞれ戻すセーフガードを確保。

(TPP協定の豚肉セーフガードと同様の仕組み)

1. 従価税部分

①関税水準とセーフガード発動時の税率



②セーフガード発動数量

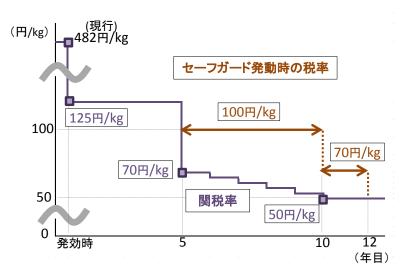
過去3年間の輸入量(注)の最高値に以下の割合 を乗じた値を超えた場合に年度末まで関税を引上げ

1-2年目	3 - 6年目	7 -11 年目
112%	116%	119%

(注)4年目までは全輸入量、 5年目以降は399円/kg以上の輸入量。

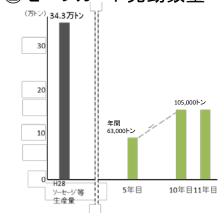
2. 従量税部分

①関税水準とセーフガード発動時の税率



輸入量	
(2014~2016年 平均)	うちEU
84万トン	総計:30万ト。 デンマーク:12万ト。 スペイン:8万ト。

②セーフガード発動数量



※近年のソーセージ生産量(原料は極めて安価な輸入豚肉が大半)の3割程度で発動。(発動期間は年度末まで)

(注) 399円/kg以上の部分の発動 数量は、1. 従価税の②と同じ仕組 み(発動後税率のみ上記①を適用)

(参考)

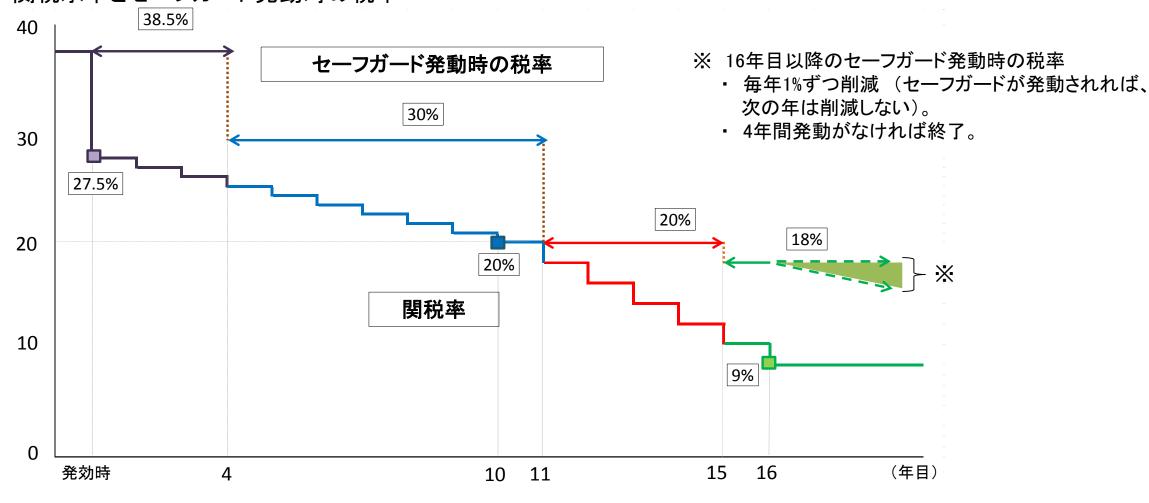
- TPP国からの全世界への輸出量(H26~28): 273万トン
- ・EUから域外への輸出量(H26~28): 187万トン <…. 7割

O EU加盟国には現行の関税緊急措置に代わり当該セーフガードを適用。

牛肉

- 関税削減で16年目に9%とし、輸入急増に対するセーフガード※を確保。
 - ※ 発動基準数量 初年度:43,500トン→16年目:53,195トン。

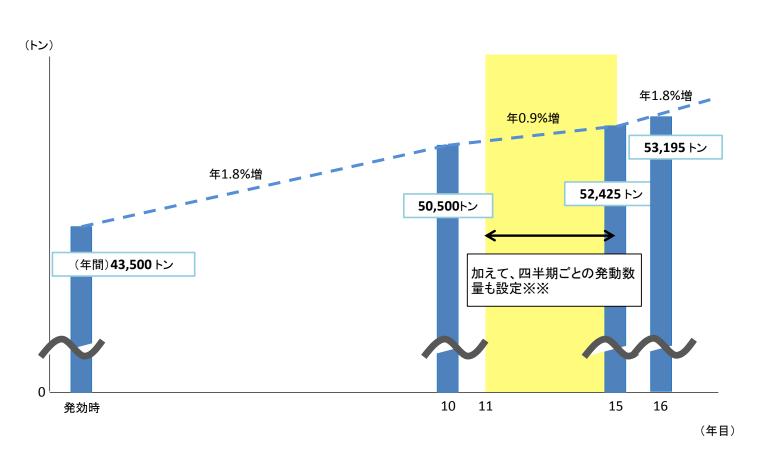
関税水準とセーフガード発動時の税率



セーフガード

- O EU産牛肉については、
- ① 牛肉の輸入自由化以降、最大でも985トン(平成27年度、全輸入量の0.2%)しか輸入実績がなく、現時点では我が国での 競争力は高くないと考えられること
- ② 我が国から距離が離れており、消費期限との関係から、船便では冷凍牛肉しか輸入できないこと から、当面EUからの輸入量は限定的と見込まれるが、念のため、セーフガードを確保。 (TPP協定の牛肉セーフガードと同様の仕組み)

EU28か国からの合計輸入量が発動数量を超えた場合、年度末まで(※)セーフガードの税率を適用



輸入量	
(2014~2016年 平均)	うちEU
51万トン	総計:628 トッ ポーランド:299 トッ アイルランド:136 トッ

(参考)

・TPP国からの全世界への輸出量(H28): 279万トン

・EUから域外への輸出量(H28): 21万トン

※ 2月、3月に超えた場合は、適用期間はそれぞれ45日、30日(年度を越えて適用)

※※ 年間発動数量の1/4の117%を超えたら、90日間適用

O EU加盟国には現行の関税緊急措置に代わり当該セーフガードを適用。

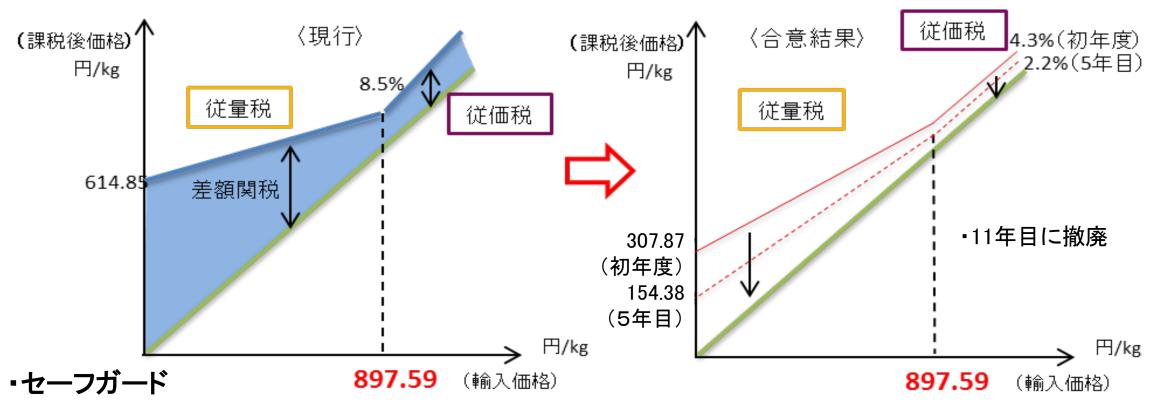
その他の牛肉・豚肉関連分野(1/2)

品目	現在の関税率	合意内容	国内生産量 (直近年)	輸入量 (2014~2016年 平均)	うちEU
牛内臓 (ハラミ等)	12.8%	・初年度6.4%(▲50%)とし、以降毎年同じ割合で削減し13年目 に撤廃	(ハラミ、サガリ) 0.3万~	2.7万℃	総計:0.02万トッ アイルランド:0.01万トッ
牛タン	12.8%	・初年度6.4%(▲50%)とし、以降毎年同じ割合で削減し11年目 に撤廃	0.1万℃	3.5万~	総計:0.05万½ アイルランド:0.03万½
調製品	21.3%	・毎年同じ割合で削減し11年目に撤廃	統計なし	0.0万ト _ン (541ト _ン)	実績なし
塩蔵、乾燥、くん製 牛肉及び牛肉粉	161.50円/kg	・毎年同じ割合で削減し11年目に80.75円/kg(▲50%)に削減	統計なし	0.0万ト _ン (9.5ト _ン)	実績なし
	(牛生体) 38,250~63,750円/頭		(肉用牛) 飼養頭数 248万頭	(牛生体) 1万頭	(牛生体) 実績なし
その他牛肉関連 (牛生体、肝臓、そ の他調製品等)	(牛肝臓(冷凍)) 12.8%	- 毎年同じ割合で削減し16年目に撤廃	(牛肝臓) 0.4万 ^ト シ	(牛肝臓(冷凍)) 0.1万 ^ト シ	(牛肝臓(冷凍)) 総計:0.0万トッ(0.3トッ) オランダ:0.0万トッ(0.3トッ)
07 他确委吅守/	(その他調製品等) 10~50%		(コンビーフ) 0.1万~(※2015年)	(その他調製品等) 0.8万 ^ト シ	(その他調製品) 総計:0.09万トシ フランス:0.07万トシ
豚肉調製品(ハ ム·ベーコン等差 額関税のもの)	差額関税	・初年度▲50%とし、以降毎年段階的に削減し11年目に撤廃 ・セーフガードあり。【次頁参照】	23.0万 ^ト ッ (プレスハム 含む)	1.0万~	総計:0.4万ト _ン イタリア:0.3万ト _ン
豚肉調製品(ソー セージ等差額関税 でないもの)	10~20%	・毎年同じ割合で削減し6年目に撤廃	(ソーセージ) 31.1万 ト _ン	(ソーセージ) 3.9万 ^ト ッ (その他) 17.9万 ^ト ッ	(ソーセージ) 総計:0.4万/> デンマーク:0.2万/> (その他) 総計:1.5万/> オランダ: 0.7万/> デンマーク:0.4万/>
豚の冷蔵の内臓、 肝臓(冷凍)	8.5%	- 毎年同じ割合で削減し11年目に撤廃		0.0万トン(65トン)	実績なし
豚の冷凍の内臓	8.5%	・初年度4.2%(▲50%)とし、以降毎年同じ割合で削減し8年目に 撤廃	10万%	2.4万トン	総計:0.2万 / 。 スペイン:0.09万 / 。 オランダ:0.06万 / 。
子豚	8.5%	-即時撤廃	(豚) 飼養頭数 931万頭	104頭	総計:90頭 デンマーク:61頭 フランス: 29頭
成豚(差額関税)	差額関税	・毎年同じ割合で削減し16年目に撤廃	+	575頭 	総計:238頭 デンマーク:108頭 オランダ: 62頭 1

その他の牛肉・豚肉関連分野(2/2)

〇 ハム・ベーコン等差額関税の豚肉調製品については、11年目までは、輸入急増の場合に、関税を発 効前の45~85%に戻すセーフガードを確保。 (TPP協定のセーフガードと同様の仕組み)

【ハム・ベーコン等差額関税の豚肉調製品】



【発動基準】

過去3年間の輸入量の最高値に下表 の割合を乗じた値を超えた場合に、年 度末まで関税を引上げ

1-2年目	3 - 6年目	7 -11 年目
115%	118%	121%

【発動後の税率】

1~4年目	5~9年目	10~11年目	12年目	
発効前の 85%	発効前の 60%	発効前の 45%	廃止	

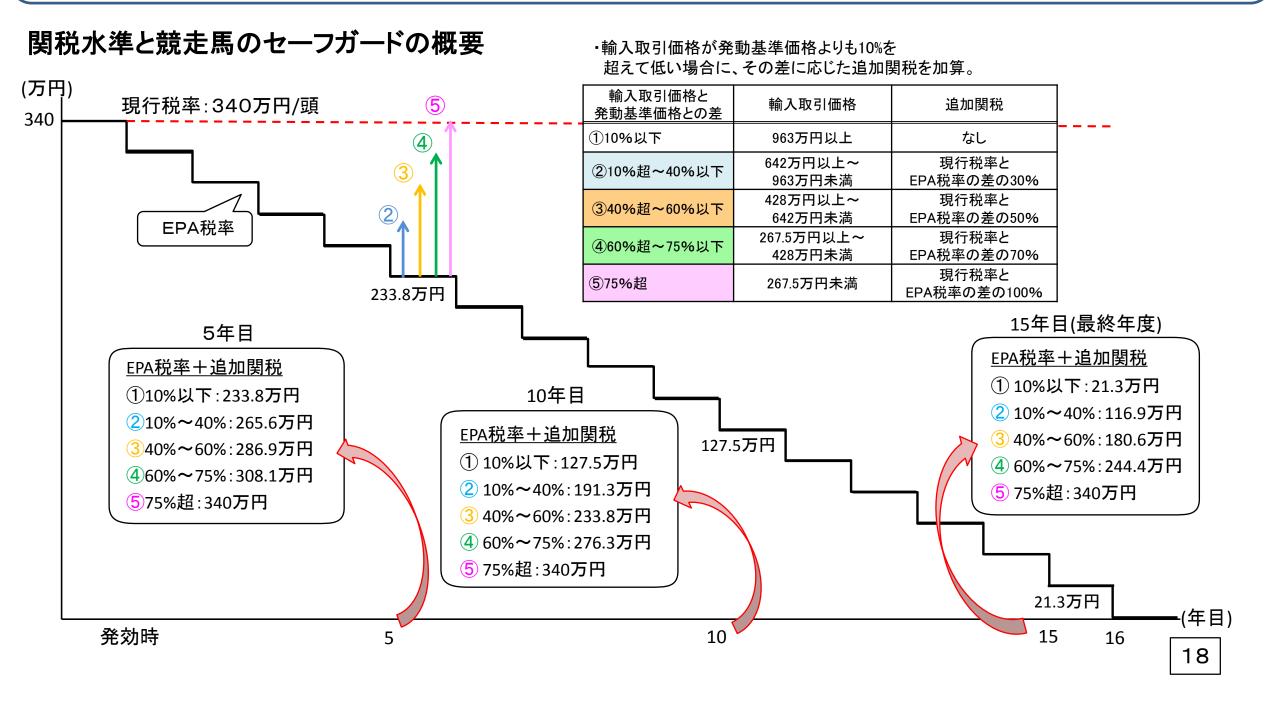
16

鶏卵・鶏肉・軽種馬・天然はちみつ

品目		現在の関税率	合意内容	国内生産量(直近年)	輸入量 (2012~2014年 平均)	うちEU	
	殻付き卵	17%~21.3%	・冷蔵・冷凍のものについては、段階的に13年目に関税撤廃 発効時に20%削減し、6年据え置きの後、 7年目から段階的に13年目に関税撤廃 ・その他のものについては、段階的に11年目に関税撤廃		0.2万⁵>	総計:0.002万トシ ドイツ:0.002万トシ	
鶏卵	全卵又は卵黄	18.8%~21.3% 又は48~51円/kg	全卵粉については、段階的に13年目に関税撤廃		2.9万 ⁵>	総計:0.05万トッ ドイツ:0.02万トッ ラトビア:0.01万トッ	
	卵 白	8%	- 即時関税撤廃		9.4万⁵>	総計:7.1万~ オランダ:2.7万~ イダリア:2.7万~	
鶏肉等	鶏肉	8.5%、11.9%	・基本的には、段階的に11年目に関税撤廃 ・ただし、冷蔵丸鶏と冷凍鶏肉(丸鶏及び骨付きもも肉を除く。) については、段階的に6年目に関税撤廃	鶏肉∶152万 ^ト シ	43.8万℃	総計:0.06万ト _{>} デンマーク:0.03万ト _{>} フランス:0.02万ト _{>}	
等	鶏肉調製品	6%、21.3%	・牛・豚の肉を含むものについては、段階的に11年目に関税撤廃 ・その他のものについては、段階的に6年目に関税撤廃 (発効時に20%削減)	(2015年)	43.5万℃	総計:0.01万トッ ベルギー:0.01万トッ フランス:0.001万トッ	
軽種馬		340万円/頭	・妊娠馬については、即時関税撤廃 ・競走馬については、段階的に16年目に関税撤廃。セーフガード を措置 (競走馬の取引価格が1,070万円/頭の発動基準価格よりも 10%超低い場合にその差に応じて関税を加算	6,903頭 (2016年)	170頭 うち妊娠馬7頭 うち競走馬163頭	総計:51頭(3) 英国:39頭(3) フランス:7頭(0) ※()はうち妊娠馬頭数	
7	ミ然はちみつ	25.5%	・段階的に8年目に関税撤廃	0.3万ト _ン (2015年)	3.8万♭シ	総計:0.2万トッ ハンガリー:0.09万トッ ルーマニア:0.04万トッ	7

競走馬

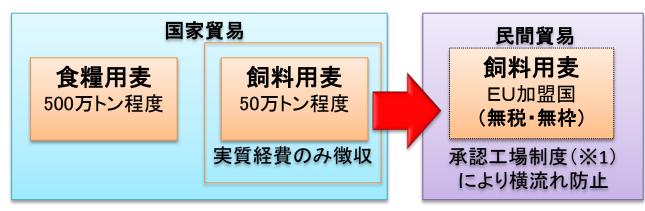
- 競走馬は段階的に16年目に関税撤廃し、低価格馬の輸入に対してセーフガードを措置。
- 〇 セーフガードは、輸入取引価格が発動基準価格(※1,070万円/頭)よりも10%を超えて低い場合に、その差に応じた 追加関税を加算(※近年のEUからの輸入馬の平均価格を基に設定)。なお、妊娠馬は即時撤廃。



飼料分野

- 〇飼料用麦について、食糧用への横流れ防止措置を講じた上でマークアップを徴収しない民間貿易に移行。
- ○飼料用ビタミン調製品等で即時撤廃。

〇飼料用麦の民間貿易化イメージ(小麦の場合)



【影響等】

- 麦の国内生産及び飼料用麦の需給に影響しない(飼料用麦は国内生産がない)
- 〇 飼料用麦は現行でも国家貿易制度(SBS)の下で政府管理経費相当のマークアップ(実質経費)のみ徴収(実質的に無税)
- 〇 飼料用麦の実需者団体は従来より民間貿易化を要望 (日豪EPA、TPPにおける飼料用麦と同様の措置)
- 〇 飼料用麦の輸入量(2012-14年平均)1,798千トンのうち、 EU加盟国からの輸入量は46千トン。

〇その他の主な飼料原料

品目	現状の制度	合意内容	輸入量 (2012~2014年平均)	うちEU
1871 朱江 02 02 05 大分 乡)	関税割当制度(枠内は無税:承認工場 制度(※1)により横流れ防止)	枠外は段階的に6年目に95% 削減	24,429トン	3,294トン
18 at 1 10 15 1 1	関税割当制度(枠内は無税:承認工場 制度(※1)により横流れ防止)	枠外は即時撤廃(着色により 横流れ防止)	42,567トン (※2)	6,216トン(※2)
	無税(承認工場制度(※1)により横流れ 防止)	同左	10,186,677トン (※3)	104,908トン(※3)
単体飼料用丸粒とうもろこし	関税割当制度(枠内は無税:流通監視 により横流れ防止)	同左	203,539トン	4,712トン
大豆油かす、菜種油かす、ふす ま、ぬかその他のかす	無税	同左	1,873,250トン (※4)	1,076トン (※4)
飼料用ビタミン調製品、その他の 飼料用添加物	3%	即時撤廃	22,951トン	3,761トン

- ※1 税関の監督の下で飼料の原料として使用すること ※2 一部飼料用以外のものを含む ※3 輸入量は飼料用とうもろこしのもの
- ※4 輸入量は大豆油かすのもの

豆類、こんにゃく、茶

品目	現在の関税率		合意内容	国内生産量 (2016年)	輸入量 (2012~2014年平均)	うちEU
小豆	枠内:10% 枠外:354円/kg		・枠内について無税(即時) ・枠外について現行維持	3.0万トン	2.6万~	総計:2 ^ト シ ハンガリー:2 ^ト シ
いんげん	枠内: 10% 枠外: 354円/kg		・枠内について無税(即時) ・枠外について現行維持	0.6万~	3.4万~	総計:23 ^ト シ 英国:17 ^ト シ イタリア:6 ^ト シ
落花生	枠内:10% 枠外:617円/kg		・枠内について無税(即時) ・枠外について段階的に8~11 年目に撤廃	1.6万~	2.7万~,	総計:0~
こんにゃくいも_	こんにゃくいも	枠内: 40% 枠外: 2796円/kg	・枠内について現行維持 ・枠外について段階的に6年目ま でに15%削減	0.51万ト _ン ※ (精粉ベース)	0.05万½※ (精粉ベース)	総 計:-
	製品	21.3%	・段階的に6年目までに15%削減	19.6万♭ッ ※ (推計)	2.4万⁵♭※	総 計 :-
茶	17%		・段階的に6年目に撤廃	8.0万~	0.5万~	総計:0.8 ^ト ッ フランス:0.5 ^ト ッ 英国:0.2 ^ト ッ

[※]こんにゃくいも(製品を含む。)の国内生産量は2015こんにゃく年度(11月1日~翌年10月31日)、輸入量については、2012~2014こんにゃく年度で算出。

主な園芸関連品目

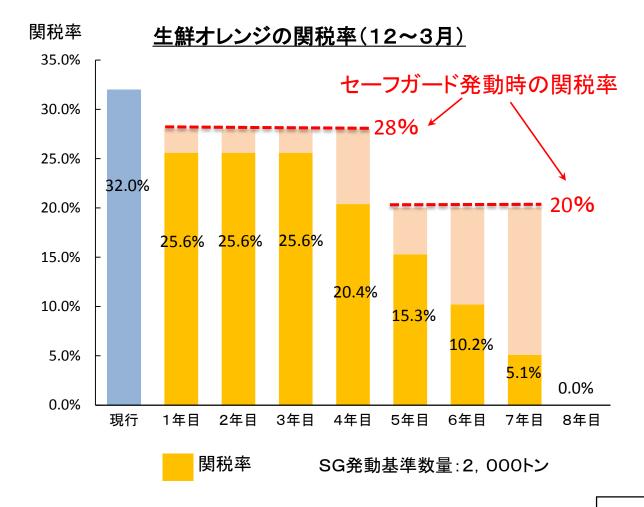
品目	現在の関税率		合意内容	国内生産量	輸入量 (2012~14年平均)		
	トマトピューレー・ペースト	枠内:無税 枠外:16%	・段階的に6年目に撤廃	(2013~2015年平均)	(2012***144十月)	うちEU	
トマト加工品	トマトケチャップ [°] 、トマトソース、 トマトシ [°] ュース等	17%~29.8%	・段階的に6~11年目に撤廃	31万 ^ト 。 (2015年度)	26万℃	総計:15万/> イタリア:10.3万/> ポルトガル:2.9万/> その他:1.8万/>	
	調製したトマト	9% ~ 13.4%	・即時撤廃または段階的に6年目に撤廃				
オレンジ (生果)	6月~11月 16% 12月~5月 32%		 ・4月~11月 段階的に6年目に撤廃 ・12月~3月 初年度25.6%(▲20%)とし、3年間据え置き、以降段階的に削減し、8年目に撤廃(削減期間中はセーフガードを措置) 	85万 ^ト シ (うんしゅうみかん の生産量)	10.9万トッ	総計:0.001万トッ イタリア:0.001万トッ	
オレンジ (果汁)	「21.3%」~ 「29.8%又は23円/kgのうちの高い方」		・段階的に6~11年目に撤廃	0.6万 ^ト シ (うんしゅうみかん 果汁の生産量)	8.5万⁵>	総計:0.5万/> イタリア:0.2万/> スペイン:0.2万/> その他:0.1万/>	
りんご (生果)	17%		・初年度12.7%(▲25%)とし、以降段階的 に11年目に撤廃	79万トシ	0.2万⁵⊳	_	
りんご (果汁)	「19.1%」~ 「34%又は23円/kgのうちの高い方」		・段階的に8~11年目に撤廃	1.5万~	8.8万~	総計:0.7万 トッ オーストリア:0.6万 トッ スペイン:0.06万 トッ	
ぶどう	3月~10月 17% 11月~2月 7.8%		•即時撤廃	18.7万->	2.1万~	-	

果実•野菜分野

- ・ペースト
- Oトマトピューレ ◆ トマトケチャップ・ソース製造用は、現行16%の枠外税率を毎年同じ割合で削減し、 6年目に撤廃(枠内は現行無税)。
 - ◆ ジュース用などその他用は、現行16%の関税を毎年同じ割合で削減し、6年目に 撤廃。
- ○生鮮オレンジ ◆ 12月~翌年3月は、国産うんしゅうみかんの出荷最盛期であることから、現行32% の関税を段階的に削減し、8年目に撤廃。なお、過去にスペインから約2千トンの輸 入実績があることを踏まえ、EU域内からの輸入急増に備えセーフガードを措置。
 - ◆ 4月~11月は、現行関税(16~32%)を毎年同じ割合で削減し6年目に撤廃。

トマトピューレ・ペーストの関税率

用途	関税率	
・トマトケチャップ ・ソース製造用	枠内:無税 枠外:16% 枠外を6年目に撤廃	
ジュース用など その他用	16% 	

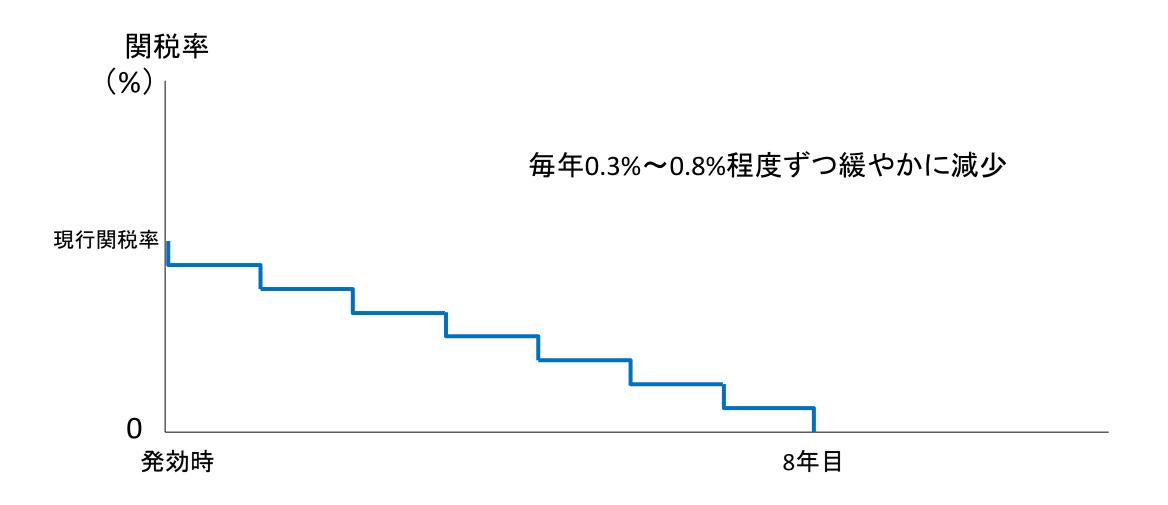


主な加工食品

品目	現在の関税率	合意内容	国内生産量 (2012~2014年平均)	輸入量 (2012~2014年平均)	うちEU
チョコレート菓子 (再掲)	10%	・段階的に11年目に撤廃	220千~	29千~	総計:10千½ ベルギー:3千½ フランス:3千½
砂糖菓子 (キャンデー)	25%	・段階的に11年目に撤廃	168千~	12千~	総計:6千~ オランダ:2千~ ドイツ:2千~
ビスケット (再掲)	スイートビスケット 20.4% ビスケット(加糖) 15% ビスケット(無糖) 13%	スイートビスケット ・段階的に11年目に撤廃 ビスケット(加糖)及びビスケット(無糖) ・段階的に6年目に撤廃	240千~	19千岁	総計:6千 ^ト ッ ベルギー:1千 ^ト ッ デンマーク:1千 ^ト ッ
マカロニ・スパゲティ (再掲)	30円/kg	・段階的に11年目に撤廃	164千~	136千~	総計:83千~ イタリア:80千~ ギリシア:3千~
	大豆油 10.9円/kg、13.2円/kg	大豆油 ・段階的に6年目に撤廃	大豆油 383千〜	24千~	総計:11 ^ト シ オランダ:6 ^ト シ イタリア:5 ^ト シ
植物油脂	菜種油 10.9円/kg、13.2円/kg こめ油 8.5円/kg、10.4円/kg	0.9円/kg、13.2円/kg ・段階的に6年目に撤廃	菜種油 1,061千 ^ト シ	19千~	総計:30トシ スペイン:28トシ ドイツ:1トシ
		・段階的に11年目に撤廃	こめ油 64千 ^ト シ	20千~	総計:5 ^ト シ イタリア:5 ^ト シ

林産物

〇 構造用集成材、SPF製材等の林産物10品目について、関税撤廃するものの、即時撤廃を回避し、一定の撤廃期間を確保(7年の段階的削減を経て8年目に撤廃)。



主な現行関税率: 5%~6%(パーティクルボード, OSB)、4.8%(SPF製材)、3.9%(構造用集成材)

主な林産物10品目について

品目	イメージ	主な用途	関税率	EUからの輸入額 (億円) 2012-14 平均
SPF製材 (針葉樹のうち、トウヒ、マツ、モミ(Spruce, Pine, Fir)の製材)		住宅資材(集成材原料ラミナ)	4. 8	880
構造用集成材 (針葉樹のひき板(ラミナ)を複数、繊維方向が並行になるように集成接着し、柱や梁として使えるようにしたもの)		住宅用構造材(柱、梁等)、大規模建築 物への利用も可能	3. 9	309
パーティクルボード・OSB (パーティクルボード:細かく切削した木材に接着材を添加して熱圧縮したボード。OSB(Oriented Strand Board):薄い木材の小片を何層にも重ね、接着材を添加して熱圧縮したボード)		家具用(組立家具、キャビネット等)、 建築用(屋根、床や壁などの下地材等)	5.0~6.0	86
加工木材		床材、壁面など	3. 6 ~ 5. 0	27
くい及びはり	THE INDIVIDUAL OF	建築物の柱及び梁	3. 9	18
その他建築用木工品(CLTを含む) (CLT:Cross Laminated Timber、直交集成板。ひき板を並べた層を、ひき板の繊維方向が層毎に直交するように重ねて接着した大判のパネル)		柱、梁、桁など、構造物の耐力部材 (CLTは大規模建築物の床や壁など)	3. 9	17
たる・おけ		樽など	2. 2	11
造作用集成材 (家具や内装材として使用する集成材)		階段、壁面、カウンター、床材など	6. 0	9
針葉樹合板		建築用(屋根、床や壁などの下地材等)	6. 0	4
広葉樹合板		家具用(組立家具、キャビネット等)	6. 0	3
計			2. 2~6. 0	1, 362

水産物

- 〇海藻類(のり、こんぶ等)は、関税撤廃等からの「除外」を確保。
- 〇あじ、さば等は、長期の撤廃期間を確保(16年目に撤廃等)。

◆関税撤廃等の対象から除外

干しのり: 1.5円/1枚又は40% こんぶ、無糖味付けのり、 のり・こんぶ調製品、わかめ、ひじき: 10.5%~28%

◆16年目撤廃

あじ、さば等 7~10% → 無税(16年目)

◆11年目撤廃

するめいか、あじフィレ(生鮮、冷蔵)、さばフィレ(生鮮、冷蔵)等 5.0%~10% → 無税(11年目)

◆9年目撤廃

まいわし(冷凍)、あかいか(冷凍)、やりいか(冷凍)等 3.5%~10% → 無税(9年目)

◆6年目撤廃

くろまぐろフィレ(冷凍)、いわしフィレ(冷凍)等 3.5%~10% → 無税(6年目)

◆4年目撤廃

かつお等

3.5%~7% → 無税(4年目)

◆即時撤廃

きはだまぐろ、めばちまぐろ(冷凍)、 大西洋さけ、ます(冷凍)、まだら(冷凍)、 ひらめ・かれい等 3.5%~6% → 無税(発効時)

主な水産品の合意内容

品目	現行関税率	関税率削減•関税撤廃期間	主要製品形態
のり	1.5円/枚、40%	除外	干し
こんぶ	15%	除外	干し
のり調製品	25~28%	除外	加工品
こんぶ調製品	25%	除外	加工品
わかめ	10.5%	除外	干し・生鮮・冷凍
ひじき	10.5%	除外	干し
あじ	10%	段階的に16年目に撤廃	生鮮•冷凍
さば	生鮮10% 冷凍7%	段階的に16年目に撤廃	生鮮•冷凍
さんま	10%	生鮮: 段階的に16年目に撤廃 冷凍: 段階的に11年目に撤廃	生鮮•冷凍
ぶり	10%	活魚:段階的に16年目に撤廃 冷凍:段階的に11年目に撤廃	活魚·冷凍
するめいか	5%	段階的に11年目に撤廃	生鮮•冷凍
あかいか、やりいか	生鮮5% 冷凍3.5%	生鮮:段階的に11年目に撤廃 冷凍:段階的に9年目に撤廃	生鮮•冷凍
まいわし	10%	生鮮:段階的に11年目に撤廃 冷凍:段階的に9年目に撤廃	生鮮•冷凍
かたくちいわし	10%	生鮮:段階的に16年目に撤廃 冷凍:段階的に11年目に撤廃	生鮮•冷凍
ほたてがい	10%	段階的に11年目に撤廃	生鮮•冷凍
太平洋くろまぐろ	3.5%	段階的に11年目に撤廃	生鮮•冷凍
大西洋くろまぐろ	3.5%	生鮮:段階的に6年目に撤廃 冷凍:即時撤廃	生鮮•冷凍
みなみまぐろ	3.5%	段階的に11年目に撤廃	生鮮•冷凍
めばちまぐろ	3.5%	生鮮: 段階的に11年目に撤廃 冷凍: 即時撤廃	生鮮•冷凍

品目	現行関税率	関税率削減・関税撤廃期間	主要製品形態
きはだまぐろ	3.5%	即時撤廃	生鮮•冷凍
びんながまぐろ	3.5%	生鮮: 段階的に11年目に撤廃 冷凍: 段階的に9年目に撤廃	生鮮•冷凍
かつお	3.5%	生鮮:即時撤廃 冷凍:段階的に4年目に撤廃	生鮮•冷凍
ぎんざけ	3.5%	段階的に11年目に撤廃	生鮮・冷凍
大西洋さけ	3.5%	即時撤廃	生鮮•冷凍
ます	3.5%	生鮮: 段階的に11年目に撤廃 冷凍: 即時撤廃	生鮮•冷凍
べにざけ	3.5%	生鮮:段階的に9年目に撤廃 冷凍:即時撤廃	生鮮•冷凍
太平洋さけ(しろざけ、ますのすけ等)	3.5%	段階的に9年目に撤廃	生鮮•冷凍
まだら	生鮮:10% 冷凍:6%	生鮮:段階的に11年目に撤廃 冷凍:即時撤廃	生鮮•冷凍
すけとうだら	6%	段階的に9年目に撤廃	冷凍
すけとうだらのすり身	4.2%	即時撤廃	冷凍
たら類の卵	4.2%	即時撤廃	冷凍
にしん	6%	即時撤廃	冷凍
にしんの卵	冷凍:4% 塩蔵:8.4%	即時撤廃	冷凍•塩蔵
ひらめ・かれい	3.5%	即時撤廃	生鮮•冷凍
かに(ずわいがに・たらばがに等)	4%	即時撤廃	生鮮•冷凍
えび	1~2%	即時撤廃	生鮮•冷凍
えび調製品	4.8 ~ 5.3%	即時撤廃	加工品
まぐろ缶詰	9.6%	即時撤廃	加工品
うなぎ調製品(蒲焼)	9.6%	即時撤廃	加工品